

第41回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

I 日時：令和5年3月22日（水）午後2時～

II 場所：葛飾区医師会館3階 講堂

III 出席者

1 【出席委員21人】

石井委員、二宮委員、阿部委員、今井委員、岩城委員、上田委員、黒沢委員、小林委員、齋藤委員、鈴木委員、園部委員、高橋委員、坪井委員、津村委員、中山委員、二葉委員、三尾委員、大内委員、加島委員、三枝委員、田中委員

2 【欠席委員4人】

遠藤委員、加藤委員、佐野委員、星委員

3 【区長】

青木区長

4 【事務局】

子育て支援部長、児童相談所開設準備担当部長、育成課長、子育て施設整備担当課長、保育課長、児童相談所開設準備室長、一時保護所運営準備担当課長、子ども家庭支援課長、子ども応援課長、青戸保健センター所長、教育委員会事務局放課後支援課長、他担当職員

IV 次第

1 開会

2 区長挨拶

3 議事

(1) 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画中間年の見直しについて

① 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画中間見直し【資料1】

(2) 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況について

① 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況【資料2-1】

② 葛飾区子育て支援に関するアンケート調査【資料2-2】

(3) 令和4年度整備予定施設一覧について

① 令和4年度整備予定施設一覧（案）について【資料3】

(4) その他

① 葛飾区子ども・子育て会議条例の一部改正について【資料4】

② その他

4 子育て支援部長挨拶

5 閉会

V 配付資料

葛飾区子ども・子育て会議（第41回）次第

資料1 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画中間見直し

資料2-1 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況

資料2-2 葛飾区子育て支援に関するアンケート調査

資料3 令和4年度整備予定施設一覧（案）について

資料4 葛飾区子ども・子育て会議条例の一部改正について

VI 議事要旨

1 開会

会長

○ 区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。

事務局

○ 出欠状況について報告。Web会議システムでの出席を含め定足数に達しているため、会議が成立し

ている旨伝達。

2 区長挨拶（要旨）

会長

- 本日は現任の委員で最後の会議となります。開会に先立ち、区長より挨拶があります。

区長

- 会長から話があったように、第5期としては本日が最後の会議になります。毎年3回、4回と会議を重ねていただき、本当に熱心な議論をしていただいたことを改めて感謝申し上げます。本日もよろしくをお願いします。
- 子育てについては、区政にとっての最重要課題として、様々な取組を進めてきました。しかしながら、実際に子育てについて具体的な施策を進める場合には、行政だけでできることは限られています。今日もいろんな分野の方々がお見えになっていますが、そうした方々や地域の方々、いろんな方が力を合わせてみんなで取り組むことによって、はじめてその実を上げることができま。こうしたことをこれからもしっかりと続けていきたいと思。います。
- 子育てについては、妊娠前、妊娠・出産、保育、教育と、ずっと年を追って継続しています。従って、少なくとも18歳までは継続してそのサービスを続けていくことが大変大切であるという思いから、様々な施策が繋がって行われるように取り組んできました。これからもそうした考え方を基に進めてまいりたいと思。います。
- 新聞社などの調査、働きながら子育てしやすいランキング、そして医療関係の子育てについてなど、いろんなところで調査が行われており、葛飾区は日本経済新聞の調査でも、4年前には全国の区市町村で1番になったり、その次の年に2番になったり、上がったたり下がったりはしておりますけれども、常に上位に入っています。施策そのものとしては、大変力を入れてきたということが、そこでご理解いただけるのではないかと。いうふうに思。います。
- 多くの区民の皆さん、お子さんたち、そして保護者の皆さんについても、アンケート調査等を行ってきました。葛飾区の子育て環境について、どのように評価をしますかということについて、令和4年度の最新の調査結果では、肯定的な回答が61.4%になりましたが、この数字は、約10年前前の平成27年当時の42.2%に比べて大幅に向上しています。施策そのものも着実に進めてきましたが、区民の皆さんの評価も着実に上がってきている状況なのではないかと思。っています。
- 社会の非常に激しい変化には、こども家庭庁の創設もあるように、国も非常に危機感を持っていて、東京都も同じか。というふうに思。っています。結果として、出生率は下がり続けている状況で、都内の出生率も、合計特殊出生率が1を切るような状況になっています。
- 葛飾区は、1.2ぐらいになりますが、それでも本来は持続可能な子育てということになれば、ほぼ2に近く、できれば2.1にならなければいけないため、しっかりと目配りをして対応していかなければいけないな。と思。っています。先進諸国、フランスなどいろんな国での取組の数字も見ますが、上がっていたかな。と思。ったら、また下がったりして、少子化対策というのは、世界的に見ても本当に難しいことなんだな。あ。というふうに思。っています。できることを積極的にこれからも取り組んでいきたいと思。っているの。で、ぜひ皆様からご意見をいただきたいと思。います。
- 昨年の秋に、給食費無償化の発表をしましたが、そのときもいろんな意見がありました。これは最近になっても言われていますが、学校給食法に基づけば、食材費は保護者が負担するのではないかと、当然そうなのだからやるべきではない。というご意見もいろんな方からいただきました。しかし、これからの子育て対策の一つとしては、非常に重要なことだ。と思。っており、発表させていただきました。その後、23区のうち既に10区が何らかの形で給食費無償化をやる。という話が出ており、公式に発表になったものも8つあります。葛飾区で積極的に打ち上げたことが、ほかにも影響が出ているものもあるわけで、相変わらずバラマキだ。という声もいろいろありますが、ぜひここは積極的に取り組んでいきたいと思。っています。
- 保育の関係についても、保育自体、量の問題から質の問題へと言われており、保育をする数はもう足りている。という声もありますが、現実に100%足りているか。という。と、そうではないところもあります。実際に育児休業明けの保育について申し込みづら。い。という声があったり、質の問題についても、多くの子どもたちは預けることができるようになったけれども、今までの基準だと保

育の必要性がある子どもにならないものの、預けることが必要な子どもたちもいます。そういった方たちには、一時預かり保育を利用するように進めてきましたが、今年はさらに緩和して、より多くの方に預けていただけるように、様々な取組を幅広く行っていくことが大切だと思っています。

- 今日皆さんからいろんな思い、考え方を出していただき、参考にしながら、子育てしやすい葛飾区と言われるように、これからも取組を進めていけたらと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、挨拶とさせていただきます。

(公務の都合により退席)

3 議事

(1) ① 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画中間年の見直しについて

会長

- 議事(1)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料1「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画中間見直し」概要)

- 前回会議にて、中間見直し案をご議論いただいた後、庁内会議での検討を終え、第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画中間見直しの最終案を、3月14日に開催された区議会にて報告を行ったため、報告させていただきます。
- 中間見直し案からの変更点としては、区の子育て支援に関する現状の取組を示すことができるよう、9ページの本文、3段落目に今後の子育て支援策の方向性の記述を追記するとともに、令和5年度予算案概要における子育て関連の新規・拡大事業を、21から25ページまでに抜粋して掲載しました。なお、21ページ以降の令和5年度予算案については、現在開催中の議会にて審議されているところでございます。また、27から34ページまでの教育・保育の確保方策については、中間見直し案作成後に届け出のあった保育施設からの認可定員変更を反映しています。
- 第二期計画の中間年の見直しについては、今年度当初からご議論をいただき、委員の皆様からは様々なご意見をいただいたこと、感謝申し上げます。第三期計画策定に向けての貴重なご意見等もあったので、その点も踏まえながら、令和7年度からの第三期計画の策定及び令和6年度までの第二期計画の着実な実施に取り組んでいくので、よろしくお願いいたします。

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見をお願いします。

委員

- 22ページ「妊婦健康診査事業」について。私は2人子どもがいて、1人目も2人目も妊婦健康診査事業を利用しました。超音波や、エコーのところについて補助していただき助かりますが、自分の血液の検査なのか、具体的な検査項目は忘れてしまいました。区の補助以外にも結構自費分がかかることに、1人目を妊娠した際に驚いたことがあります。今回、回数を拡大していただけるということでありがたいとは思いますが、超音波とエコー以外の自費分についても検討していただけると、助かる方もいるのかなと思いました。
- 病院の通院について。葛飾区内の産婦人科に何か所かかかっていますが、私自身のがん検診や妊婦の定期検診のときに、子連れ不可という病院が多いです。子どもの預け先がなくて、病院にかかりたいときに預けられなくて困ったことがあります。病院の中ではなくても、すぐに預けられるようなところがあるとありがたいと思いました。
- 22ページ「家庭保育の子ども預かりサービス」について。私自身、2年間育児休業を取っており、一時保育を数回利用したことがあります。一時保育だったり、ベビーシッターだったり、ファミリー・サポートだったり、いろいろ制度をご用意いただいておりますが、突発的な事情があったときに、急に予約が取れるものはありません。登録が必要だったり、登録が済んでいても1、2週間前に空きが全部埋まっていたりして、結局、利用できないものが多いという事情をお伝えしたいなと思いました。

事務局

- 1つ目の超音波の自費分等の検討というところで、ご意見ありがとうございました。確かにその通りで、助成券を使っても助成の額が統一されているので、病院によって自費分が多く出ることがあるということは認識しています。今回、超音波検査を2回から4回に拡大し、双子以上の方に対しては6回まで拡大しました。1回の助成額はほかの区と統一されているところがあるので、回数は多くなったけれども、自費分がかかってしまうところが残るというのは、課題として、今、意見としていただいたところです。
- 通院については、女性が検診を受けやすい環境をつくっていくというのが、検診の受診率が上がる策だと思っているため、どのようなことができるか検討してまいりたいと思います。
- 「家庭保育の子どもの預かりサービス」については、令和5年度新規事業として報告しています。記載の通り、現在も一部の保育所においては、一時保育というサービスを行っていただいておりますが、今までは利用料が保護者の全額負担だったところを、認定を受けていないお子さんがお使いいただいても、1時間、保育料の一部を補助させていただくという内容となっております。
- ご意見をいただいたのが、急に使いたいときになかなか使えないというお話でした。現行の一時保育は38園の保育所で実施しておりますが、例えば地域によっては人気のある保育所が多かったり、明日預けたいとなっても、保育所の態勢が取れなかったり、予約がいっぱいだったり、いろんな事情があるかと思えます。結論的には、そういったご意見も重々わかるところであり、今後、利用したいときに利用できるような、新たな対応なども含めて考えていかなければいけないと思っておりますので、今後、検討をさせていただければと思います。

委員

- ありがとうございます。病院の受診のところで1点補足させてください。就労している保護者の認定が下りて、そこで保育所に預けていた際に、「就労が終わりました、そのあとに病院にかかってから保育園に迎えに行きたいです」と保育園に相談したら、「いやいや、うちは就労だけで預けられているので、病院とかはだめです」というふうに言われたことがあります。
- 確かに、今回は家庭保育の子どもの預かり保育で、就労と種類が違うのはわかりますが、保育園に就労後に迎えに行ったあとに一時保育に預けるというのは、それはちょっと違うかなと思います。就労以外でも預けられるサービスをこれから充実させていこうという方向性はすごくありがたいですが、現在の公立・私立の保育園のところでも、就労している保護者が病院にかかるとき、あるいは、例えば冠婚葬祭とか、そういった何か事情があるときに、もう少し融通を利かせていただいて、そのまま預かっていただけるような雰囲気っていうのを、例えば区から保育所に働きかけていただけると、大変生活しやすいのかなというふうに思いました。

事務局

- 保育園の対応について、委員が通っている保育所では、いろんな事情の中で、そのような回答をされたのではないかと思います。そのような保育を希望する保護者の方がいらっしゃるの、当然実態としてあると思うので、どのような対応ができるかも含めて、保育園の方々と意見交換をしながら考えなければいけないと思います。ご意見として承らせていただきます。

会長

- 今の委員が発言された内容について、僕はあり得ない感じがしますが、保育施設としてそういう回答はありなんですか。うちも子どもが区外の保育園に行っていますが、「実は姉の卒業式で」とか言ったら、仕事じゃないのはわかっていますが、そのまま保育は受けられますが。

事務局

- 仕組み上の話だけで言うと就労のためという形なので、その理由以外にお預かりするのはなかなか難しいという紋切り型の回答にはなりますが、施設のほうで、例えば子どもの行事など、親御さんが動けない状況のときに保育をお願いできないかということについては、比較的柔軟に対応させていただいているところかと思えます。園によって色はあると思いますが、引き続きお話しさせていただきながらやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

委員

- 先ほど区長のお話の中で、妊娠したときから18歳になるまで、トータルで子育てというふうなお考えということを伺いました。保育園が非常に充実していることもあって、お仕事を続けられる方ってたぶん増えていると思います。

- ところが、小学校に入った段階で学童という問題が出てきて、今度は学童の枠がまだそこまで広まっていないと。保育園までは何とかやりくりできたけれども、小学校1年生は特に早く帰って来るという事情もあるので、そこでもう一度壁が来るというか。そういった問題を最近耳にすることがあったので、その辺についてお伺いしたいと思います。
- ただ、私どもで聞いているところでは、地域差がやっぱりあるような感じがします。校内学童ができたことによって、児童館併設の学童さんのほうに空きが出ているという地域と、大規模マンションの開発等によって子どもそのものの数が増えていて、もう全く足りてないっていう地域と、非常に二極化しているなというところがあるので、その辺についてお伺いできればと思います。

事務局

- 校内学童の整備やわくわくチャレンジ広場なども含めて、学校での居場所の確保については子育て支援部と教育委員会で協力しながら進めてきたところであり、校内学童は現在35くらい整備しています。
- 保育園の待機児童は解消してきているものの、その方たちが小学校に入っていく中で、学童保育は私立と公立合わせて92くらいありますが、やはり保育園の数に比べると少ないというところもあり、希望に沿えず待機をしているようなお子さんも出ている状況があります。その中で、普段使用する学童保育室だけでなく、乳幼児やそのお母さんが使う部屋なども柔軟に活用しながら、公立学童のスペースを増やしており、令和4年度も、例えば区内北部の地域で学童の面積を増やして対応しておりますが、多くのお子さんを公立で受けている状況もあり、スペース的な問題で苦慮しているところがあります。
- お子様にとっては、今学童に通えないということが重要な課題だということで認識をしておりますので、学校のスペース、あるいはそれ以外のスペースというところでも、何とかスペースが確保できないかも含めて、喫緊の課題として検討をしているところでございます。

事務局

- 今、事務局から説明があった通り、保育園の整備を進めてきた中で、学童が少しおざなりになっているのかなと思います。保育園はご存知の通り、保護者が送迎するというところで、例えば駅近にあるほうが便利であるとか、そういう形で施設が建設できますが、一方で学童は、児童が1人で行くというところで、「駅近にあるから、お迎え便利だね」、「駅近につくりましょう」というわけにはいかず、場所の確保に苦慮しているというのが、先ほどの説明でございます。
- また、人材についても、運営する法人から人材不足だという話も聞いており、かなりネックになっている部分です。そのため、私立学童に関しては運営している法人も含め、区と一緒に何らかの対策を今後していかなければいけないと感じており、それは公立・私立問わず、区として、待機児についての対策を検討してまいりたいと思います。

委員

- 学童の件について。現場の先生と話す機会がありますが、やっぱりもう先生たち自身が「こんなに預けられたら、きつい」というのが本音のようで、「スペースも本当に狭くて、子どもたちがかわいそうだ」と言っている部分があって。そういった中でお伺いしたいんですが、保育園とか幼稚園で、今、少しでも空きができていような部屋や教室があれば、そこで預かるとか、そういうことができないのかなとか、ママたちと話しているときにそんな話もあって。それで、小学校の1年生が今まで通っていたところにちょっと行けたりすると、それはそれで安心だよとか、そういう話も出たりしました。
- 学童の預かり時間について。延長できるところもできないところもあるという中で、基本的には親の働き方が変わって早く帰れるというのがベストだと思いますが、まあ、ここ10年ぐらい見ても全くそういう雰囲気がない。ということは、やっぱりどこかで対応しないといけません、保育園の延長と同じような形で時間を合わせないと、学童に行っても迎えに行けないから仕事を辞めるしかない。本当はその問題がすごく大きくて、そこで1回辞めて、もう1回正社員に戻れるという可能性は基本的にない。かなり大きな影響があるので、働き方が変わってくれたらいいなと思うんですが、それを待っているうちに子どもたちは大人になっちゃうので、苦肉の策として対応していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

- 足りないスペースについては、学校の近くでなければならぬ中で、どんなところが用意できる

のか幅広く考えていかないといけないと思っているので、お話にあったことも選択肢の一つなのかなあとと思います。もちろん、関係する法人や学校など、調整は必要になってきます。

- おっしゃる通り、保育園で受けられていた時間との問題はあるところで、2、3回前の会議でもご指摘をいただきました。確かに私立学童や校内学童などでは、積極的に時間延長をしているところもありますが、校内に学童がなかったり、公立じゃなかったりすると、「この小学校だと通えないよね」という地域があるところも認識しています。
- 待機児解消に向けてどう対応するかと併せて、時間の問題についても考えなければいけない問題だと思っているので、どんなことができるかについては検討してまいりたいと思っています。

委員

- 22 ページの「家事サポーター派遣事業」について。家事サポーターとは、どういう方が派遣でおうちに来てくれるのかなってということと、3歳未満限定ってというのは、これは一番大変な時期にということなんでしょうけれども、3歳以上でもまだ大変なのかなあとか。「家事サポーター派遣事業」について、どういったものなのか教えていただきたいです。

事務局

- こちらについては、3歳未満のお子さんを育てる世帯の方に家事サポーターを派遣して、日常の家事支援や外出時の補助をお手伝いするという内容になっています。支援の内容としては、家事の支度や衣類の洗濯、居室の清掃、食材や生活必需品等の買い物や検診の付き添いなどがメニューになっているところです。
- 実際に行っていただく事業者の方は、家事をお手伝いする家事支援ヘルパーや、訪問介護事業者、家事代行業者などが中心となりますが、令和5年度からは、産後ドゥーラ派遣事業者ということで、産前産後の母子専門の支援員を抱えている家事支援の事業者なども加えて、家事のお手伝いをしながら、子育ての相談について乗るという内容も、事業者によっては加わっています。
- 対象の年齢については、今回、3歳未満のお子様を育てるところで、例えば、2人、3人お子さんがいらっしゃる世帯では、0歳と3歳以上のお子さんとか、1歳と3歳以上のお子さん、2歳と3歳以上のお子さんみたいな組み合わせの場合にも、事業の対象になっています。東京都の制度を活用しての事業ではありますが、私どもとしては、3歳以上のお子さんについては、保育園や幼稚園など、何らかの保育や教育のサービスと繋がっているお子さんも多いという認識がございます。3歳未満のお子さんで、家事の負担などもそうですが、精神的な面や、外出の困難さみたいな面で、相談的な支援も必要なご家庭があれば、子育て支援部の子ども家庭支援センターなどの必要な機関に繋ぐなどの支援もできるのではないかとということで、3歳未満の方を対象にさせていただいています。

委員

- わかりました。来てくれる方は訪問介護の事業者さんだとヘルパーさんとかだと思いますが、だいたいそういう方をイメージしているということですね。訪問介護だとできないことがあります。家事援助というのは、ある程度望むことが全部できるような感じなのでしょうか。

事務局

- 事業者によって若干お願いできる内容が異なる場合があるので、この事業者であればこの内容をお願いできるという内容を示した上で、選んでいただくような形になっています。

委員

- 21 ページの「くらしまるごと支援体制の強化」について。これがこれからまさに必要なことではないかと思って、ちょっと理念的なこと難しいと思いますが、地域の社会福祉協議会の方たちとか、包括支援センターは高齢者の対応はしているけれども、精神的に結構大変なお母さんと子どものところとか、親が大変で子育ても大変というところもあるので、そういうところとか。区内の社会福祉士の方などと繋がって、ぜひ実現していただければと思います。

事務局

- 委員がおっしゃられたように、福祉のいろいろな課題というのは結びついています。単にヤングケアラーの問題となったときでも、その背後にある、例えば障害のサービスなどの必要なサービスをお母様が受けていないとか、そういった絡み合った問題について、まずはこちらの窓口で一旦お受けします。地域で区民の暮らしを支えていただいているような団体とも連携をしながら、アウトリーチや伴走支援をしていくための仕組みです。一般の相談だと、すぐやる課というのが

ありますが、福祉部門のすぐやる窓口のような形で、一旦、家庭の困りごとみたいなものをこの窓口で受け付けながら、福祉部や子育て支援部、教育委員会などの関係部署、それから、地域の包括支援センターや社協、民生委員、児童委員などとも連携し、総合的なお悩みについて受けていこうという新たな試みになっています。

会長

- 先ほどのサポーター派遣事業の話で委員にお伺いしたいのですが、子育てしながら妊娠している人なんかも結構大変なんじゃないかと思いました。これだと多胎妊婦は対象に入っていますが、多胎じゃない妊婦は入っていないのでしょうか。

委員

- 自分が離れてしまったのでそこまで考えていませんでしたが、私は墨田の訪問介護事業所で働いています。そこで、お母さんが発達系の問題を持っていて、お子さんも発達系の問題を持っているというケースがあって。私たちは、できることとできないことがあるので、そのできないことにもう少し区とか、地域の支援ができたらいいなあと。こういうサポーター事業も、私たちが家事援助とかで入るけれども、やれることが限られていてなかなか難しいので、もっと地域に繋がっていったらいいのかなと思っています。

会長

- 家事のサービスのやり手も、ファミリー・サポート・センターみたいな感じでやっている自治体もあるし、いろんなやり方があるのかなと思います。専門職じゃなくてもいいのかなという感じはしますが、その辺も含めていかがでしょうか。

事務局

- ありがとうございます。我々としては、やはり利用される方が使いやすいサービスというところが大事だと思いますし、この家事サポート事業については、事業に参加したいと感じて、地元の事業者の方が協定を結んでやってくださっているものになります。そういった事業者の方も継続的に参加しやすいような環境づくりというのも大事だと思っているので、利用者アンケートとか、満足度みたいなのところとともに、事業者の方にも、やってみてどんなニーズがあるのかとか、我々も知らないような、こういうお困りごとみたいなのを目にしたり耳にしたりしましたよ、という意見なども吸い上げて、より良いサービスにしていけたらと思っています。

委員

- 子ども・子育てという括りは0から18歳までなのかなという認識だけれども、0から5歳までのことがメイン過ぎて、上の世代の人たちとの子育てへの世代間ギャップというか。自分自身は今、小1、年中、未就園の3歳、0歳と4人育てていますが、小1の保護者と、今、赤ちゃんを育てている保護者とで、受けられる支援があまりにも違うなと思っています。自分は全部受けているので感謝できますが、今の0歳の子を育てている保護者は何でも無料が当たり前という状況で、7歳の人たちは、こんなふうに葛飾区は頑張ってくれているんだっていうのを知る機会があって、どんどんよくなっているなって実感できているので、今の中学生とか高校生の保護者とかは、今の葛飾区で子育てしていてどうなのかなと思ったことがあります。
- 22ページの預かりサービスなどたくさん充実していますが、自分の出産後はあまりにも余裕がなさ過ぎて、この情報を得るところまで辿り着けなくて。本当に必要な人って、こういう情報があったとしても辿り着けない人が多いんじゃないのかなって、本当にいっぱいいっぱい助けが必要な人は、ここに辿り着けていないんじゃないのかなって思うことがあります。
- 年齢差が近い4人を区で育てていますが、小学生しか使えない施設、幼児しか使えない施設、赤ちゃんしか受け入れてくれない施設ってあると、自分は春休みに「じゃあ、どこに行けばいいんだろう」となってしまいます。前の委員もおっしゃっていましたが、たぶん小学生、小っちゃい子といると、結構そこで同じ施設が使えなかったり、同じ場所に連れて行けなかったりってことが多いので、どんな人でも使えるとか、1人の親につき子どもが3人までとか、何かそういうのをもうちょっと工夫できると、子どもがたくさんいても育てやすいんじゃないのかなと思います。

事務局

- 1番目の話について。確かにここに出ているものなんかも、0から5歳までのものが目立っているところはあって、育てていただいているお子さんの年齢によっては、サービスが少ないんじゃないかと思われることもあるかもしれません。先ほど区長の話であったように、小中学校の

給食費の無償化や、医療費の18歳までの無償化など、東京都等の事業を活用した事業はありますが、今後、18歳までのお子さんに対する教育費のサポートなんかもできたりということで、我々もこの0から18歳までというところを意識しながら、18歳になるまでにいろいろな場面でサービスがあるということ、PRしたり、打ち出していく必要があるのかなと思いました。

- なかなか出産後、情報に辿り着けないというお話について、そこは本当に切実な声だと思っています。新年度から新しい事業をいろいろやろうとしているところですが、そういったサービスについて一覧というか表というか、ぱっと見て、「あ、妊娠時にはこういうゆりかご面接を受けると、こういうサービスを受けられるんだ」とか、「赤ちゃん訪問とか児童手当とか、子ども医療証とかを申請するときにはこういうものをもらえるんだ」とか、いろんなサービスが一目でわかるようなものをつくっていきたいと思っています。そういったものを、例えば、母子手帳を渡すときのバッグの中に入れて目にさせていただくとか、若いお母様方とかは、TwitterとかInstagramとかのほうが目に見えるということもあると思うので、ぱっと見て拡散もできるような、そういったことも考えていかないといけないと思います。情報が見やすいような工夫をしつつ、あとは委員の皆様だとか、ちょうど娘さんに赤ちゃんが産まれてってというようなお父様・お母様の世代にも届くような。「こんなのがあるの知ってた？」っていうのを広めていただきやすいような仕掛けというか、そういうことも新年度にかけてやっていきたいと考えています。
- 小学生はだめだとか、赤ちゃんの施設は、というようなお話もありました。特にコロナ禍では、子ども未来プラザのイベントなどでも、「お子さんは3人まででお願いできますか」みたいな条件で募集をしたものもありました。ただ、未来プラザや児童館については、できるだけ地域のお子様やお母様の居場所ということで、できるだけ受け入れられるような体制を取っていくべき施設だと思っておりますので、小学生のお兄ちゃんも一緒に来ていいよ、みたいなことができるように、現場の職員ともよく話し合っていきたいと思っています。

事務局

- 先ほど、産後はそれだけで精一杯で、必要な支援に辿り着けないというお話もありました。確かに、ある一定の時期にだけ情報提供するのではなく、その都度、必要な方に必要な支援が行き渡るように、私たちもゆりかご面接や妊娠中のお手紙、産後の赤ちゃん訪問などで、その方たちが声を発さなくても、必要な支援が届けられるような面談であったり、相談であったりという形で支援をしていきたいと思っています。いろんなところでお母様に情報が届くように、働きかけていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

(2) 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況について

会長

- 議事(2)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料2-1「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況」概要)

- 1ページ目「保育の確保状況」について。認可保育所、認定こども園から成る「教育・保育施設」、小規模保育施設や保育ママから成る「地域型保育事業」、認証保育所が含まれる「その他」を含め、合計で12,984人の定員数となっており、前年から比べると合計で83人の定員増となります。
- 第二期計画の達成状況としては、令和3年度の確保方策の計画値合計13,502人に対して、518人が計画値よりも不足したことになっており、計画値を未達成の状況にあります。しかし、こちらの計画値は現状と大きく乖離しているため、参考として、第二期計画見直しでもお示した令和5年度と6年度の量の見込みを掲載しました。この数値と現状の保育定員数を比較すると、現状の確保定員で量の見込みを賅っている計算となります。
- 2ページは、区全域の数値について、保育に係る提供区域である東西南北別に表した表となっています。こちらも区全域の状況と同じように、西部地域を除いては計画値を未達成の状況にあります。参考として掲載している第二期計画見直しの数値と、「現状(令和4年4月)<C>」の保育定員数を比較すると、現在の確保定員で量の見込みを賅っていることが確認できます。
- 4ページは、第二期計画における地域子ども・子育て支援事業、いわゆる法定13事業の実施状況を表したものです。現在、第二期計画の中間見直しを策定したところですが、令和3年度事業は

見直し前の現行計画に基づき実施しているため、目標の達成率は現行計画の目標値をベースとしています。

- 8 番「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」について。令和 2 年度よりは、年間延べ利用人数は増加しているものの、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響があり、達成率が低い状況となっています。また、長期間利用・活動のない会員の退会といったサポート会員の減少も影響しているものと思われます。
- 9 番「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」について。令和 2 年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、訪問件数が少なくなったことと、そもそもの分母となる 0 歳児人口が減少していることから、計画に対する達成率が低い状況となっています。
- 13 番「多様な主体の参入促進事業」について。令和 3 年度における達成率は 42.9% となっていますが、目標値の 21 件とは、令和 2 年度から 4 年度までの民間事業者による新規施設の整備数の累計であり、計画上、今後の整備予定はなく、現状の保育定員は確保できている状況です。
- 地域子ども・子育て支援事業については、保育の確保状況と同様に、令和 5・6 年度の計画値を見直しています。参考として、4 ページの「令和 6 年度目標値」、見直し前・見直し後というところに目標値を掲載しているのので、併せてご確認ください。
- 5 ページは、第二期計画から新たに開始した事業について、その状況を記載したものです。ここでは、主な事業についてご説明します。
- 1-1-13 「ベビーシッター利用支援事業」について。通常のベビーシッター利用支援事業は、0 から 2 歳児までの入所保留通知を所持している児童の保護者、または育児休業を満了した保護者が対象となっていました。令和 3 年度は日常生活上の突発的な事情等による理由も対象とした一時預かりベビーシッター利用支援を開始しました。なお、令和 4 年度については、対象となる児童の年齢も拡大しており、5 歳児までとなっています。
- 2-1-21 「産後ケア体制の整備」について。これまで実施ができていなかった産婦の健康診査費用助成について、産後 2 か月未満の産婦を対象として、産婦健診費用の一部助成を令和 3 年 10 月から開始しました。
- 2-1-22 「新生児聴覚検査費用助成」について。先天性聴覚障害のある子どもを早期に発見し、適切な療育に繋げるため、新生児を対象とした聴覚検査費用の一部を助成しました。新生児聴覚検査受診票を母子健康手帳と一緒にお渡しして、検査の必要性について説明することで、98.3% と高い実施率となっており、その前の令和 2 年度も 98.1% と高い実施率を継続しています。
- 7 ページ以降は、第二期計画に記載されている各事業の一覧、実施状況となります。各事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を中止したり、実施方法を変更しているものもあるため、その状況については備考欄に記載しています。

（資料 2-2 「子育て支援に関するアンケート調査」概要）

- 例年実施しているアンケート調査となっており、保育所や幼稚園等を利用する保護者を対象として、地域のバランスを見ながら施設を選定して回答をお願いしているものです。令和 4 年度の結果は、全体の配付数 2,520 部に対して、保護者の回収数 951 部、回収率 50.1%、子どもの回収数 237 部、回収率 38% を少し上回っており、保護者・子どもともに昨年度よりもやや低い回収率となりました。実施状況については、2 ページに記載しています。
- 4 ページに記載があるとおり、各質問項目における平均得点につきましては、「そう思う」を 5 点、「ややそう思う」を 4 点、「どちらともいえない」を 3 点、「あまりそう思わない」を 2 点、「そう思わない」を 1 点と配点して算出しています。ここでは、昨年との調査と比較して、大きく変化があった回答について、主だったものをご説明します。
- 7 ページ (5) 「育児中の親同士が出会いや交流できる場所（子育てひろばなど）が整っている」と、(6) 「保育所・学童保育クラブなどの施設や、子育てひろばなどの子育て支援事業について分かりやすく情報提供されている」という設問については、ともに「そう思う」、「ややそう思う」といった肯定的回答が減少し、「どちらともいえない」、「わからない」といった回答が増加しています。保護者からの自由意見欄も参考にすると、「子育てひろばについてまとめられた Web ページや情報誌があると嬉しい」、「質問の中で、知らなかったサービスや事業があるので、LINE の活用等も含め検討いただくと、移動時間や休憩時にも見られる」、「各保育園の特徴が一覧になっていたらよい」などといったご意見があったため、情報の周知方法につきまして

は、再考する必要があると考えています。

- 20 ページ (20) 「小・中学生と乳幼児が触れ合い、子育てへの関心が高められる機会が整っている」という設問については、令和2年度以降、「あまりそう思わない」、「そう思わない」、「わからない」という回答が増加傾向にあります。これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、子ども同士が触れ合える機会が減っていることに起因するものと思われます。
- 昨年度からは小・中・高校生にも一部の設問についてアンケートを行っており、37 ページ目以降がその調査結果となります。各質問項目における平均得点については、(5) 「乳幼児と触れ合い、子育てについて学ぶ機会がある」という設問を除き、3点を上回る結果となっています。
- 個別の設問を見ると、(2) 「犯罪から守られる地域の取り組みが充実している」、(6) 「元気に楽しく学校に通っている」、(11) 「子どもが虐待から守られる取り組みが充実している」、(12) 「障害のあるなしにかかわらず、子ども同士と一緒に交流できる場所が充実している」という設問について、昨年度よりも「そう思う」、「ややそう思う」といった肯定的意見が増加しています。一方で、(5) 「乳幼児と触れ合い、子育てについて学ぶ機会がある」については、「あまりそう思わない」、「そう思わない」といった否定的な回答が増加しており、保護者への同様の質問と同じく、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、乳幼児と触れ合える機会が減少していることが理由の一つと考えられます。
- 29 ページ (34) 「安心して子育てができる環境について、葛飾区を総合的にどのように評価しますか」という設問では、「非常に良い」、「良い」といった肯定的回答が6割を超えています。こちらは、平成18年度にアンケート調査を実施して以来初のことで、これまで着実に続けてきた区の子育て施策を一定程度評価いただけているものと考えています。
- 30 から 36 ページまでについては、自由意見欄でいただいた保護者のご意見、46 から 47 ページまでには、自由意見欄でいただいた子どものご意見を掲載しています。

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見をお願いします。

委員

- アンケート 20 ページの (20) について。小・中学生と乳幼児が触れ合い、子育てへの関心が高められる機会が減っているというところで、コロナがあるから減っているんだろうと説明いただいたが、これって、そもそもの数値が低いのではないかと思っています。先ほどの委員からも意見がありましたが、小学生が遊ぶところ、乳幼児が遊ぶところって区分けされていることによって、数値が低いのではないかと思いました。
- アンケート 25 ページの (29) と (31) について。障害のある子どもについてと、ひとり親の制度のところですが、こちらはたぶん全体的な調査だと思うので、全体的な周知度を知りたいがためにこの設問が載っているのかなとは思いますが、既にされているのかもしれませんが、ひとり親とか障害のある子どもを持つご家庭とか、あとは多胎世帯とか、そういった特別な事情がある世帯について、葛飾区として制度が整っていますかという具体的なところについて、正直全体で聞いてもあまり意見が出てこないのかなと思います。それぞれのご家庭にアンケートを取ったほうが、もしかしたらよい意見が出るのかなと思いました。結局、一般的な家庭については、ひとり親の制度と違って、自分が離婚すると思っていなかったら調べたりしないと思います。だから、認知度が低くても、そこまで問題があるのかなって自分的には思っています。なので、具体的な政策、足りているか足りていないかっていう話は、それぞれの特別なご家庭にアンケートを取ったほうがより良いのではないかと思いました。

事務局

- 1 点目、機会が減っているという点について。コロナもようやく明けてきたところで、先ほど申し上げたように、プラザや児童館などについて、より家族で利用しやすい施設となるように、職員ともよく話し合って体制を整えていきたいと思っています。
- 2 点目、障害をお持ちのお子様がいらっしゃる家庭やひとり親家庭、多胎世帯などについて。例えば多胎世帯のところ、先ほど委員さんからもご質問をいただいた家事サポーターなどをやっていますが、今年度は利用勝手のところについて、多胎世帯の方にアンケートを取るなど、サービスの使い勝手についてお伺いするというのもやっております。障害の関係は、例えば手をつなぐ親の会や、障害児の団体の方との会合を定期的実施しており、ご要望などもいただきなが

らその改善というか、一緒にどういう方向で進めていったらいいかということについて、意見交換をしているところがございます。

- ひとり親家庭については、様々な状況があります。例えば、就労していない方が離婚するような状況になることもあります。母子生活支援施設をご案内して住んでいただく方だとか、あとは資格を取得するために一定期間学校等で勉強してもらい、より収入が増えるよう働きかけるような、いろんな制度を行っています。
- アンケートについて。以前ひとり親の方にご意見等を聞いてから少し間が経っているので、どういったタイミングで、どういった内容を含めてやらなければいけないのか。ご意見等はもう既にある程度ご意向がわかっているのでやる必要がないのか。そういったところも含め、今後ひとり親の方に対する支援をより一層行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員

- 「障害のあるなしにかかわらず、子どもたちが共に交流できる場が充実している」という質問の、取りたかった推移っていうのを想像するに、一つは、障害のある人と一般健常者がいる程度共存した社会をつくるっていう認識が、どの程度一般の方々ができているかということだと思えます。これに関して、申し訳ないけれども、一般の方々の障害のある方に対するご理解というのは、やはりまだ低いんだろうと思っています。
- 先ほど委員が発達障害の親子さんの話をしていたけれども、そういう方は一般に付き合っていくのがなかなか難しいとかそういう問題もあります。障害のある医療的ケアも含めて、いわゆる身体障害と精神障害と2つあるわけですが、そういうお子さんが、それぞれの保育園や学校に、インクルーシブ教育という形で入って来ます。そこをちゃんと一般の認識として皆さんに持っていただくことを進められないと、葛飾区の子育て環境というのは決してよくなりません。
- 自分のところは何もないからいいとか、自分の子どもがちゃんと守られればいいのか、そういう教育をやっているのは、日本という国が本当に悪くなってしまいます。しっかりとそういうところを発信していくというのも、区として必要じゃないかなと思います。インクルーシブ教育は、水元小合学園とか、障害を持つ子どもたちのためにいろんなものがあります。そのための交流っていうのがしっかりとみんなの目に触れるように、その中で共生していく社会をつくるっていうことが、SDGs とかを含めた形で、今、区が推進しようとしています。やっぱりまだ一般の区民に理解が足りないんだと思いますので、しっかりお話をさせていただきたいと思っています。

会長

- ありがとうございます。36 ページの自由記述に、今、委員に言っていたようなところもありながら、当事者がどう考えているのかっていうのも、2、3、記載されているかなと思います。

委員

- 37 ページ(6)で、元気に楽しく学校に通っている子が多くてよかったというか、さっきそういう説明がありましたけれども、ここの通えていない子たちにちょっと目を向けてもらいたいというか。通えている子はいいけど、通えなくなるかもしれないし、あと、ここの10%は「そう思わない」とか「行けていない」とかっていう回答があるけれども、こういう子たちへのケアというか。うちもちょっと不登校を経験したりして、なんかやっぱりこう、受け入れ先がなくて、相談先もなくて、結構辛い思いをしたので。
- 学校だとスクールソーシャルワーカーがいるじゃないかって言われますけど、スクールソーシャルワーカーを子どもも知らないというか、あそこの部屋にはいるけどあんまり見たことないとか、話したこともないとかで、なかなか、「そこ相談しに行ってみたら」とか声をかけるけれども、子どもも一度も相談したことない人には相談もできなくて。自分は話を聞いてもらえて結構楽にはなりましたが、ソーシャルワーカーと学校の繋がりとかも、あるのかなのかよくわからなかったりして。介護の世界とか医療だと、チームケアとかで保健師とか、とにかくいろんな業種の人たちの意見を聞きながらやっていきます。高齢者とかってすごく手厚くて、ケアマネがいてマネジメントしてくれますが、そういうことが全くなくて、放り出されてしまって、相談場所がなくて。「病院は行かれたんですか」とか。病院にかかろうともしましたが、児童精神科っていうのは、今、すごくいっぱい予約が取れない状況で、こういう子たちがすごく増えているのかなあと思ったりしました。
- 保健センターの精神保健相談とかにも行きましたが、この子たちの初動というか、学校来てない

とか来れなくなっただけというときの体制をもう少しやっていただけると、行けなくなっちゃうと、学校も来ないから何もできないけど、学校全体でアプローチが欲しかったです。だから、行けない子たちに対してのケア。墨田区はスクールシャドーみたいな制度があるらしく、学校のボランティアで、特別支援の先生とはまた違って、教室の後ろでサポートするのとかもあるみたいなので、もうちょっと学校でそういったことをやっていただければなと思いました。

事務局

- 福祉の場面のチームケアについて。学校に任せておけばいいとか、ソーシャルワーカーがいるからってことだけじゃなくて、言葉で言うほど簡単なことではありませんが、お子さんが相談しやすいチャンネルみたいなものを、地域の中や子育て支援、学校など、いろんなところで設けていて、そこが有機的に連携することが大事だと思っています。
- 例えば、今、子ども未来プラザを運営する中で、地域の子育て団体だとか、場合によっては保育園、幼稚園、小学校と、そのプラザの周りを中心にしたネットワークの会義をやる中で、情報交換を行っています。いろんなケースがあると思いますが、お子さんが学校に来ていないことでいろいろな問題が心配される時には、子ども家庭支援センターと学校、地域の児童委員・民生委員が連携するといった場面も出てきているところです。
- こういった問題について、各部署で連携しながら有機的な対応を取り、その子が相談しやすいような体制を設けることが大事だと思うので、共有していきたいと思っています。

委員

- 学校の現状はなかなか困難なところがあって、確かに、軽度発達障害と言われているような人たちがたくさん出てきている関係はあります。その中で学校の、例えば担任1人で一つの教室がコントロールできないという形で副担を付けたりいろんな形で補助員が入ってという形は、たぶん葛飾区の中でもやっていると思います。
- なかなか学校に行けない、それから実際に手を出してしまう子どもとか、そういうのも実際のところ出てきています。そういう子どもは多少増えているという印象があり、なぜそれが増えているのかっていうのは非常に疑問なところもありますが、今までちゃんと抑制が効いていたものが、抑制が効かない形で学校でもそれが出してしまうというようなことがあり、投薬をしないとなかなかコントロールができなくて、学校に通わせることが難しいというケースがあるのも実際のところだと思います。その辺については教育委員会の管轄という形になるわけですが、なかなか子育て支援のところにお話しても、相談として受けていただけないというのは確かにあって、親御さんたちの大きな悩みなんだろうと思っています。
- もう一つの医療の問題については、児童精神科を標榜するところは非常に少なく、その専門医というのが子どものニーズとして今足りているかという、なかなか足りていません。専門医でない者も実際には処方をして、子どもを診なくちゃいけないというような状況で、学校へ出しているというのがあります。なので、その辺を含めた学校レベルでの発達障害、軽度発達障害と言われているものは、いわゆる ADHD とか、PDA に関してある程度充実していかないといけません。
- そういう子たちが実際に普通の学級に入ってくることで、学級経営などにあって先生方の負担になるというのも事実だと思います。それが誤解に繋がって、最終的にはいじめなどの形になって問題が大きくなるというのが、今、学童期から中学生ぐらいまでのところで問題になっていて、問題のある症例も出てきています。そういうことを起こさないようにするための施策というものも、今後考えていかなくてはなりません。子ども全体を見ていく中で、教育の入り方とかその辺についても、もう一度考えていく時点に来ているのかなあと、全体の流れの中で思っています。

会長

- ありがとうございます。不登校の問題は僕も何回か発言していますが、コロナを境に24万人いるとかっていう話になってきて、その中では、学校に行くだけじゃない、ほかの選択肢がやっぱり必要になってきているけれど、学校が、学校に来るか来ないかってところになっているので。先ほど委員が言っていたスクールソーシャルワーカーって、おそらく月に1、2回とかの滞在じゃないのかなと思います。通常、スクールカウンセラーみたいな人が学校によってはいて、その部屋に教室に入れない子どもたちが行くっていうスタイル。そこに行ける子はいいいんだけど、そこにも行けない子たちは家でゴロゴロしていたりっていう話になっていて、葛飾の場合は、その適応指導教室みたいな公的な場所が1か所しかないっていうのが問題だというのは、以前から言

われていたことです。

- おそらく風呂敷を開けて見ると、各学校で、教室に入れていないどころか、学校に行けていないという子が何%いるから、その子たちをどう支援していくのかっていうのを、ちゃんと考えていくことが、もう一方では必要なのかなと感じました。

委員

- もうちょっとで卒業になるが、私の長男も発達のでこぼこがあり、学校の担任の先生とかとうまく折り合いがつかなくなって、年に何回か学校に行けないっていう日がありました。どうしても発達系の課題を抱えているお子さんが多いと、教室の中がまとまらない、学年全体がまとまらないっていうのが、素人の保護者から見てもわかります。それを年度途中でわかっているのに、人員の問題とか体制の問題だと思えますが、全くそこにケアをしてあげられない、そこに人を割けないので、このままずっともう我慢してやってくださいみたいなものをやっていたなと感じたことがあります。「学校に行けてるだけいいでしょ」と言われたらそれまでだと思いますが、学んで成長して自立して行って欲しいという思いがあつてこちらは学校に通わせていて、解決したいから学校に相談しているのに、学校に相談しても提案がいただけなかったりとか、一緒に解決していこうという姿勢を見せてもらえなかったりすると、ちょっともう話にならないと思うことがあります。
- 発達の課題に関しては、当事者のお子さんだけでなく、保護者にもそういった方もいらっしゃると思いますが、そういう方々になると余計にコミュニケーションも取りにくかったりとか、問題自体を可視化できていなかったりするので、どうしてこれがいけないのかっていうところから説明しなきゃいけない場合も往々にしてあると思います。なので、親だけ頑張ればどうにかなるでしょっていうスタンスは、ちょっともう時代と乖離していると思いますし、「年度始めでこれが決まっちゃったから、この年度はもう我慢してください」ではなくて、もうちょっと柔軟に、できないなりにいろいろと提案していただきたかったなあとと思います。目が行かないように見えて、支援が必要ないと思われる子たちだけど、支援が必要な子どもは全体にいるっていうことも忘れないでいただきたいなと思いました。

会長

- ありがとうございました。
- 例えば知的障害の子どもの中には、学校は個別支援計画を立てて、学期ごとに必ず面談をして、やり取りをかなりします。それでうまくいくことといかないこととあると思いますが、不登校では、それを全くやらないところもあります。やり取りをするようになったら、ちょっとずつ変わってくるようなこともあると思いますし、何かそういうところで一つずつ工夫が必要かなと思いました。そういう個別の支援みたいな発想って、小・中学校の中でどれほど配慮されているのでしょうか。

事務局

- 個別支援ということで、寄り添い支援なんて言ったりしますけれども、だいぶ今、区立の学校でも進んでいるところというふうに認識はしています。各学校に特別支援教室、発達障害系のお子さんの、いわゆる取り出しをしているというような状況もありますし、こちらでも議論されました。行っている教室までは来れる方を受け入れる体制を取っていたりだとかで、支援は進めているところです。
- しかしながら、やはりどうしても多くのお子さんを見ていくという中では、そのところが不十分になっている点が出てきているのは実情だと思います。教育委員会はそのことについて、「しょうがないよね」という状況でいることでは全くないというのはご理解いただきたいと思っています。明石に総合教育センターがありますが、まさにこうした課題に対して、どのようなアプローチができるのか、どのようにそれぞれの学校と連携して個別の支援をしていけるのかというのを、日々考えているところであるので、少しずつではあるけれども、なるべく個に配慮した形での、誰も取り残さないというところを目指してやっているというところをご理解いただければと思うので、よろしく願い申し上げます。

委員

- 子どもの 46 ページ、学校のところで、「先生の考え方が古い、アップデートしてほしい」、「自習できる場所をつくってほしい」。これも結構大事じゃないかなと思っています。学校の授業って、

やっぱりみんな一斉に進めるんで、もうわかっている人も受けなきゃいけない、わからない人も受けなきゃいけない。じゃなくて、わかっている人は自分でどんどん進みたい子もおそらくいると思います。であれば、自習室があれば、そこで自習して、自分で勉強するという子も出て来るわけで、そういう先生がいない自習室であれば、来れる子もいるかもしれません。これは結構いいんじゃないのかなと思います。アップデートしている先生も中にはいますが、していない先生も数多くいるのは確かなので、その辺りで。ただ、忙しすぎるから、研修どうこうっていう話でもなくて、なかなかそこは、啓発というか、難しいところではあると思いますけれども。

- あと、小学校の中に NPO 法人が入って、そういった発達だとか問題行動をするような子どもをフォローしている小学校が葛飾区内にもあります。そこで 100 人ぐらいはサポートで見て、なかには保護者も含めてフォローしているっていう学校もあるらしくて、これをできれば全校に広げて欲しいなと思います。ただ、人材が少ない、足りないっていうので、それ以上ちょっと受け持てないっていう風に NPO 法人側は言っていましたので、もう学校の授業にもちゃんと NPO 法人が入ってフォローしていくっていうような。

会長

- 公立の学校でやっているんですか。

委員

- 公立の学校でやっています。とてもいい取組みだと思うので、そういったことを広げて欲しいと思います。それが行政の側でできるんじゃないかと思いますので。
- もう 1 点、アンケートの 33 ページ。毎回のことですが、やっぱりここも、「父親の教育をもっと実施してほしい」。先ほども、産まれたばかりのママはいっぱいいっぱいっておっしゃっていました。本当にその通りで、ママにパパの教育はできません。
- 今、男性育休がものすごく話題になっています。岸田総理も 2025 年には 50%、2030 年には 85% と、ものすごい数字を上げたなあと思います。厚労省で、男性の育児に関する研究を十数年やった研究発表が 2 月にあって、それに出席してきましたが、男性が乳幼児のときに子育てに関わることによって、思春期に子どものウェルビーイングは上がるっていう実証結果が出ていて、それもあり、今、男性育休というところにもものすごく注目されているんだと思います。先ほど委員が言っていた、産まれたときには支援に辿り着けないというのも、やっぱりママが 1 人でっていうふうになるときつくて。パパもママも 2 人で情報を見つけるときに、そうするとつらいのもたぶん 2 倍になるので。講座とかやっていると、父親もやっぱりそういう情報を知らない。情報の周知に関してはものすごく難しいものはあると思いますが、数多くの人に関わったほうが辿り着けるのかなということ。
- 学校の NPO の件と、男性育休については、これから目標値がどこに落ち着くかわかりませんが、区でもやらなきゃいけないと思います。区の職員の方も。そういったことになったときに、どのように対応していくのか、考えているのかをお聞きしたいです。

事務局

- 1 点目の学校内でのアップデートの話や自習の話、NPO の話について。貴重なご意見をいただきありがとうございます。今回のアンケートについては、全庁の中の子育て推進本部、また、幹事会というところでも、内容について共有しています。学校の対応については、本日いただいたご意見を教育委員会に伝えさせていただき、対応について考えていただくようにしたいと思います。
- 父親支援については、度々こちらでもご意見をいただいているところです。なかなか情報に辿り着けないというところでは、すぐできることからやらせていただきたいと思います。なかなかこの間、体系的な父親支援であるとか、そういった施策などについても、まだまだ十分でないところがあると思います。また、今回は計画の中間見直しということで、量の見込みを中心に見直しを行いました。次回の計画に向けて、また毎年度のこの事業の取組の中で、どんな支援ができるか、どんなことが求められているかというところについても議論しながら、打ち出せるように取り組んでいきたいです。

(3) 令和 4 年度整備予定施設一覧について

会長

○ 議事（3）について、事務局より説明をお願いします。

事務局

（資料3「令和4年度整備予定施設一覧（案）について」概要）

- こちらは令和4年度に施設整備を行う施設の一覧となっており、今回はNo.7「認定こども園まどか幼稚園」の3歳児定員の設定、No.8「東江幼稚園」及びNo.9「東光幼稚園」の新制度幼稚園への移行に伴う1号定員の設定についてご意見をお伺いするものです。
- No.7「認定こども園まどか幼稚園」について。こちらは現在、幼保連携型認定こども園として運営をしており、満3歳児定員を新たに設定するものとなります。満3歳児クラスは、3歳になった翌月から入所が可能になるために、通常4月1日を年齢の基準日とする3歳児クラスに上がる前から幼児教育が受けられ、教育・保育の無償化対象にもなるというメリットがあります。なお、満3歳児クラスを設けるに当たって、改修等の新たな施設整備はありません。
- No.8「東江幼稚園」及びNo.9「東光幼稚園」について。私立幼稚園は各幼稚園の判断で、平成27年度から開始した子ども・子育て支援新制度に移行するか、それまでの旧制度に残って運営をするか選択できます。No.8「東江幼稚園」は、令和5年4月から子ども・子育て支援新制度に移行することで、特定教育・保育施設対象施設となる。No.9「東光幼稚園」は、現在、東京都と収容定員変更に係る協議を行っており、こちらの手続きが済み次第、新制度への移行を予定しています。今回の新制度移行に当たっては、No.8「東江幼稚園」は、これまで設定していた幼稚園の定員から変更はなく、No.9「東光幼稚園」は、昨今の在籍児童数に見合った定員に減少しており、3から5歳児までの定員をみだりに増やすものではありません。また、改修等の新たな施設整備もなく、あくまで制度上の取り扱いが変わるものになっています。
- 新制度園に移行すると、幼稚園事業者への運営に対する扶助費の枠組みが変わるほか、幼稚園を利用する保護者は、教育標準時間認定、いわゆる1号認定を区から受ける必要がありますが、受ける教育の内容や質に影響が出るものではありません。

会長

- 大抵この移行、規模を広げるとか転換するみたいな話のときに、幼稚園が認定こども園化するときの低年齢児の保育に対して、この2番目の案件であるのが、0・1・2歳でしかやっていないようなところが、3・4・5歳の幼児を受け入れるっていうふうになったときに、双方そちらのノウハウがないっていうのが、葛飾区だけの話じゃありませんが、一般的に見受けられます。
- 0・1・2歳しかやっていなかったところが、3・4・5歳の保育をのびのびできなかつたり、逆に3・4・5歳の経験しかない幼稚園が0・1・2歳の低年齢児をやろうとするときに、そのスキルがなかったりということをつくさん目にしてるので、この辺りの助言やアドバイスとか、何か見守り方、支援の仕方があれば教えていただきたいです。

事務局

- 区内で既に開園している認定こども園があります。そういったところで、認定こども園の協会があり、ノウハウを皆さんで共有していくという場があります。また、区としても様々な支援をして、運営に支障がないようにスムーズに移行できるように支援をしています。

会長

- 元園長が行くとか、そういう話がありませんでしたか。

事務局

- 指導・検査、巡回訪問の中では、育成課の認可指導係で、事務の職員だけではなく、公立保育園の園長経験者などのOBが指導に回るということもしています。制度が変わる園について、先ほど話があった協会での支援、それから様々な支援に加えて、こういった巡回訪問などの面でも、新たに対象になった部分などは、丁寧に見させていただいたり、相談に乗っていったりしてまいりたいと考えております。

（4）その他

会長

- 議事（4）①について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料4「葛飾区子ども・子育て会議条例の一部改正について」概要)

- こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法の一部改正が令和5年4月1日に施行されます。このことに伴い、葛飾区子ども・子育て会議条例について、子ども・子育て支援法から引用する法令条項に対応させるため、一部改正を行うものです。
- 改正内容は、条例第1条及び第2条で引用する「法第77条」を「法第72条」に修正するものです。これは、子ども・子育て支援法の法令条項に対応させるためのもので、会議体の体制及び運営に変更が生じるものではありません。
- こちらについては、ただいま第1回区議会定例会で議決前となっており、一部改正の施行予定は、子ども・子育て支援法の改正と合わせて、令和5年4月1日を予定しています。

会長

- 続いて、議事(4)②について、事務局より説明をお願いします。

事務局

- 来年度の子ども・子育て会議は、全4回開催予定です。日程調整が済み次第、開催通知の発送をもって連絡させていただきます。なお、初回会議は、4月26日の開催を予定しています。

4 子育て支援部長挨拶

会長

- 最後に、子育て支援部長から挨拶があるのでお願いします。

子育て支援部長

- 本日も活発なご議論、ありがとうございます。皆様には、第5期委員として2年間、本区の子ども・子育て支援にご協力いただきました。特に、本日ご報告をした第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の見直しについて多大なるお力添えをいただき、感謝申し上げます。
- 本日の会議をもって委員としての任期が満了となりますが、引き続き第6期の委員として就任いただける方も多数いらっしゃるということで、本当に大変ありがたく思っています。今後とも活発なご議論をいただき、計画の基本理念である「子どもの幸せを第一に考え、全ての子どもと子育て家庭に地域社会全体で寄り添い、支えることを通じて、子どもの最善の利益が実現される『かつしか』」を、皆様とともに目指してまいりたいと考えています。
- 今井委員、園部委員、齋藤委員、佐野委員、公募区民の大内委員、加島委員、三枝委員、田中委員については、今期をもって委員をご退任されますが、任期中、葛飾区の子育て施策に多大なご貢献をいただいたことに、重ねて御礼を申し上げます。引き続き、それぞれの立場で、区に、ぜひご協力をいただければと思います。皆様のご健勝、ご多幸、ますますのご活躍をお祈り申し上げて、最後のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

5 閉会

会長

- 本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。長時間のご協力ありがとうございました。